

東燃ゼネラル石油株式会社「清水天然ガス発電所（仮称）
建設計画 計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成27年4月24日
経 済 産 業 省

本日、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、東燃ゼネラル石油株式会社「清水天然ガス発電所（仮称）建設計画 計画段階環境配慮書」について、東燃ゼネラル石油株式会社に対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：静岡県静岡市清水区
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出 力：最大200万キロワット
（50～60万キロワット級×3基）

2. これまでの環境影響評価に係る手続

＜計画段階環境配慮書＞

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成27年 1月27日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成27年 4月10日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成27年 4月24日

問い合わせ先：電力安全課 磯部、樫福

電話：03-3501-1742（直通）

東燃ゼネラル石油株式会社「清水天然ガス発電所（仮称）建設計画
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

- (1) 今後、本事業に伴う環境影響を回避・低減するため、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査をし、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。
- (2) 今後の検討に当たっては、地元自治体の意見を十分勘案し、環境影響評価において重要である住民関与についても十全を期すること。

2. 各論

(1) 大気環境

事業実施想定区域の周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や住居地域が存在することから、本発電設備の稼働に伴う大気質の環境影響の回避・低減が図られるよう、煙突高さ等の検討に当たっては、大気汚染物質の拡散状況、短期高濃度条件の影響、煙突の構造及び景観も含めた関係自治体の意見等を十分勘案し、適切な環境保全措置を検討すること。

(2) 温室効果ガス

- ① 本事業の発電技術については、今後、竣工に至るスケジュール等も勘案しながら、東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ（平成25年4月25日経済産業省・環境省）の「BATの参考表【平成26年4月時点】」に掲載されている「(B) 商用プラントとして着工済み（試運転期間等を含む）の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続に入っている発電技術」についても採用の可能性を検討した上で、「(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」以上を採用すること。
- ② エネルギー政策の検討を踏まえた国の地球温暖化対策の目標・計画の策定と併せて、関係事業者による検討の場が設置された地球温暖化対策に係る電力業界全体の自主的枠組（以下「自主的枠組」という。）の構築に向けて、発電事業者として可能な限りの取組を行うこと。また、当該自主的枠組が構築された後は、小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- ③ 事業者として、既存の経年火力発電設備と比べ二酸化炭素排出原単位が小さい本発電設備の熱効率の適切な維持管理を通じて、着実に二酸化炭素排出量を削減すること。

- ④ 本発電所は2050年においても稼働していることが想定されることから、第四次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）に位置付けられた「2050年までに80パーセントの温室効果ガス排出削減」を目指すとの国の長期目標との整合性を確保するため、国の二酸化炭素回収・貯留（Carbon Dioxide Capture and Storage：CCS）等に関する検討結果や、二酸化炭素分離回収設備の実用化をはじめとした技術開発状況も踏まえ、今後の二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行うこと。
- ⑤ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。

（3）その他

本事業により経年火力発電設備の稼働が減少されれば、環境保全上の優位性をもたらすことが期待されることから、関係者と協力し、最新鋭の天然ガス火力発電設備の導入及び稼働による二酸化炭素排出削減に向けて着実に取り組むこと。